

仙台若者会議「せんだいユースカウンシル」設置要綱

(令和8年3月17日こども若者局長決裁)

(設置)

第1条 若者の視点から施策を評価し、その意見等を市政に反映させることで若者の意見表明の機会を確保するため、仙台若者会議「せんだいユースカウンシル」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の施策や事業について、評価及び意見を集約し、市長に報告すること。
- (2) 前号に係る調査・分析、意見交換に関すること。
- (3) その他会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員12名程度をもって組織する。

2 委員は、委嘱年度(基準日:4月1日)において、18歳から39歳までの者であって、仙台市に在住、在学又は在勤する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて市が招集し、会長が主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども若者局こども若者企画部こども若者政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、こども若者局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月17日から実施する。ただし、令和7年度においては、第7条中「こども若者局こども若者企画部こども若者政策課」を「こども若者局こども若者支援部若者支援課」と読み替えるものとする。